

# 伊勢市公共施設カルテの見方（1ページ目）

※この公共施設カルテは、令和5年3月31日時点のものです。

- 運用方法**  
運用形態(直営、委託、指定管理、民営(貸付))を記載しています。直営以外の場合は、契約先や契約期間も記載しています。
- 指定管理者**  
運用形態が直営以外の場合は、契約先や契約期間も記載しています。
- 都市計画区域**  
都市計画区域(※1)の指定状況を記載しています。
- 特定用途制限地域**  
特定用途制限地域(※3)の指定状況を記載しています。
- 建物情報**  
複合施設(1棟の建物内に複数の施設が設置されている施設)の場合は、複合施設名を記載しています。
- 棟情報**  
施設を構成する棟(建物)情報を記載し

施設カルテ											
施設情報											
施設名称					施設番号						
所在地					施設大分類						
所管局部課					施設中分類						
設置目的					施設小分類						
設置根拠					財産区分						
					地域区分						
					小学校区						
					中学校区						
外観写真											
■ 運営・管理情報											
運営形態		指定管理者		供用開始日		1996/12/31					
営業時間		～		供用廃止日							
時間備考											
指定管理者		特定非営利活動法人まなびの広場 (契約期間:2019/4/1～2024/3/31)									
■ 敷地・建物情報											
都市計画区域		区域内		用途地域		第二種中高層住居専用地域					
特定用途制限地域		-		総延床面積		㎡					
敷地面積		40398.00		総延床面積		5336.60					
借地面積		㎡		施設面積		5336.60					
■ 建物情報											
No.	施設名										
1											
2											
3											
4											
5											
■ 施設情報 特記事項											
棟情報											
No.	棟番号	棟名称	建物用途	財産区分	構造主体	階数	建築面積	延床面積	建築年	耐震情報	
1	74	伊勢市生涯学習センター			鉄筋コンクリート造 RC造	地上 3		5,336.60	1996	不要	
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											

- 施設類型**  
施設を用途別に大きく区分したものを「大分類」とし、それらをさらに区分したものが「中分類」「小分類」となります。
- 地域区分**  
市町村合併前の自治体名を記載しています
- 小学校区**  
小中学校の校区を記載しています。
- 供用開始日**  
建物の引き渡し日を記載しています。併設・複合施設の場合は、代表建築物の取得年月を記載しています。
- 用途地域**  
用途地域(※2)の指定状況を記載しています。
- 総延床面積**  
建物の総延床面積を記載しています。併設・複合施設の場合は、全ての施設の延床面積を合算しています。
- 施設面積**  
当該施設の面積を記載しています。
- 耐震(※4)**

※1：都市計画区域とは、市町の中心を含み、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指します。

※2：用途地域とは、市街地の土地利用に関する最も基本となる都市計画で、住居系・商業系・工業系地域に分け、建築物の用途・建ぺい率・高さ等を規制することにより、住居系については生活環境を保護し、商業系・工業系については商工業の利便性を高め、秩序あるまちづくりの推進を目的に定めています。

※3：特定用途制限地域とは、都市計画区域の中の用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めるものです。

※4：耐震改修状況を記載しています。新基準は不要となり、旧基準は「不要」、「実施済」、「未実施」を記載しています。  
(新基準：昭和56年6月1日建築基準法施行令改正、旧基準：改正前)

# 伊勢市公共施設カルテの見方 (2ページ目)

※この公共施設カルテは、令和5年3月31日時点のものです。

## 利用料金収入

条例に定める施設の利用料金のみを記載しています。減免している場合は、減免後の収入を記載しています。

## その他の収入

上記以外の収入を記載しています。住民票等の発行手数料収入なども含めています。

## 施設・設備管理委託料

施設に係る警備や施設点検などの維持管理に要する委託料を記載しています。

## その他

建物の保険料や備品購入費、土地建物の賃借料などを記載しています。また、令和2年度分までは、建物の減価償却費を含んでいます。

## サービス提供状況

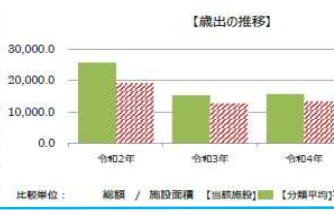
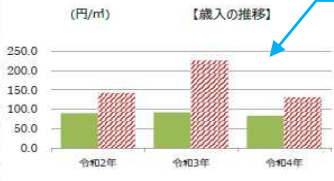
提供しているサービス状況を掲載しています。施設分類により「開館日数」「利用者数」「定員数」「学級数」などを記載しています。

## 施設カルテ

施設名	伊勢市生涯学習センター	施設番号	1010200003
施設大分類	市民文化系施設	施設中分類	文化施設
施設小分類	文化施設		

### 財務情報

年度	令和2年	令和3年	令和4年
(千円)			
歳入 対前年度増減率(%)	-	2.5	△ 9.6
総額	480	492	445
歳入	480	492	445
利用料金収入			
国・県支出金			
その他の収入	480	492	445
歳出 対前年度増減率(%)	-	△ 40.6	2.7
総額	137,085	81,413	83,633
歳出	137,085	81,413	83,633
光熱水費			
修繕費			
施設設備管理委託料	638	772	481
人件費			
事業運営に係る費用	1,142		
指定管理料	76,725	76,725	78,885
工事請負費	1,584	737	385
その他	56,996	3,178	3,883



### 施設サービス提供状況

項目	令和2年	令和3年	令和4年
開館日数 (日)	288	332	332
利用者数 (人)	55,899	60,503	99,180

### 【単位当たりコスト比較】



将来の大規模改修・更新 < 総務省更新費用試算ソフトによる試算 >					
1. 大規模改修	予定年度 (西暦)	2026	年度	費用見込み	1,334,150 千円
2. 更新	予定年度 (西暦)		年度	費用見込み	千円

## 総務省更新費用試算ソフトによる試算条件(※3)

試算による①大規模改修と②更新の「予定年度」及び「費用見込み」は、伊勢市公共施設等総合管理計画の計画期間(2014~2044年度)内についてのみ記載しています。

**グラフ(歳出入)**  
施設面積1㎡あたりの歳入・歳出額と施設小分類における平均値の推移をグラフにて掲載しています。

**人件費**  
施設の維持管理に携わった正規職員の人件費を記載しています。

**事業運営に係る費用**  
施設で実施する事業の費用(人件費含む)などを記載しています。

**指定管理料(※2)**

**グラフ(サービス)**  
施設におけるサービス提供状況と施設小分類における平均値の推移をグラフにて掲載しています。

**グラフ(単位当たりコスト比較)**  
サービス提供単位ごとと1㎡あたりのコスト情報をグラフにて掲載しています。

※1: 歳入歳出の内訳金額については、千円未満を四捨五入しているため総額と一致しないことがあります。

※2: 指定管理とは、これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた、公の施設の管理・運営を株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行されることが出来る指定管理者制度に基づく施設の管理委託のことを言います。この管理委託に係る費用を指定管理料といいます。

※3: 総務省更新費用試算ソフトの試算条件

- 試算期間: 調査年度(2015年度)から40年間
- 耐用年数の設定: 目標耐用年数 60年(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)
- 更新年数の設定
  - 建設時より30年後に大規模改修を行い、60年間使用して同床面積で建替えと仮定(建物附属設備(電気設備、昇降機設備等)及び配管の耐用年数がおおむね15年であることから、2回目の改修である建築後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定)
  - ※大規模改修: 老朽化した箇所を部分的に修繕するのではなく、他の部分をまとめて当初の機能を超えて改修する
  - 試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
  - 試算の時点で、建設時より50年以上経過している施設については、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定
  - 試算の時点で、建設時より61年以上経過している施設については、建替えにかかる費用を今後10年間で均等に配分
- 建替え・大規模改修期間: 建替えは3年間、大規模改修は2年間
- その他: 建替えを想定していない文化財は対象外